

# にしかつら

平成21年  
6  
月号



満開のつつじ



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015  
E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

## 定額給付金の申請はお早めに!

申請書の申請はお済みですか? 申請書の提出がなければ、定額給付金は支給されませんので、まだ申請書を提出されていない方は、お早めに申請をお願いします。

お問合せ・提出先 総務係



総務課



## 山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で町税の徴収を強化します!

### — 滞納は絶対に許しません —

税は、まちづくりを支える大切な財源です。ほとんどの町民の方は、町税を納期限内に自主的に納めていただいています。町では、税負担の公平性を確保するため、納税資力があるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対しては、**県地方税滞納整理推進機構と共同で強制的に給与、不動産、自動車、預貯金、生命保険等の財産の差押えを執行し、その財産をインターネット公売により換価し、滞納税額に充てます。**

また、場合によっては、職員が滞納者の自宅等を強制的に搜索して、発見した財産を差押え・搬出し、公売することも行います。

税務住民課

町からのお知らせ



自動車の差押え例 (タイヤロックによる運行禁止措置)

差押え実績 (H20.4~H21.3)

差押財産	件数	差押財産	件数
不動産	5	生命保険	8
自動車	4	その他	1
預貯金	10	計	28

### 延滞金は必ず徴収します

納期限までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税金に次の割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

- ・ 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで → 年4.5%
- ・ 1ヶ月を経過した日以降 → 年14.6%

### 納期限内に納税できない方は、納税相談にお越しく下さい

災害や病気などの事情により、全額を一時に納められない場合には、徴収の猶予などの制度があります。ただし、**生活状況や財産の取得状況などを申告していただき、調査の結果、要件に該当した場合に適用されます。**

納税相談窓口 西桂町 税務住民課 税務係 午前8時30分~午後5時  
TEL 0555-25-2121



建設水道課

西桂町公共下水道  
排水区域の拡大に伴う  
計画変更について

西桂町の下水道は、平成6年度に都市計画決定した排水区域110・0ヘクタールの下水道整備を進めております。しかし15年が経過したため計画を見直した結果、計画面積の再算定で5・9ヘクタールの増、また土地利用状況の見直しにより新たに下水道整備が必要になった区域8・8ヘクタールを追加しまして全体面積124・7ヘクタールを排水区域として整備する計画に変更することを予定しております。この計画変更に関係する地権者の方には後日説明会を開催しますのでご参加をお願いいたします。

西桂町公共下水道

全体計画面積 124.7ha

下水道への接続を

既に下水道が整備された地区にお住まいの方で、まだ下水道に接続されていないご家庭の方は、すみやかに接続をしてください。よろしくお願いいたします。

西桂第4-2処理分区  
全体計画面積 7.6ha

西桂第4-1処理分区  
全体計画面積 23.4ha

西桂第1-3処理分区  
全体計画面積 21.8ha

西桂第1-4処理分区  
全体計画面積 2.3ha

西桂第1-2処理分区  
全体計画面積 2.6ha

西桂第1-1処理分区  
全体計画面積 0.3ha

西桂第1-5処理分区  
全体計画面積 13.2ha

西桂第2処理分区  
全体計画面積 24.1ha

西桂第3-1処理分区  
全体計画面積 4.3ha

西桂第3-2処理分区  
全体計画面積 24.5ha

記号	名称
—	行政区境界
—>>	全体計画面積
— —	処理分区界
—N—	流域下水道幹線及び接続箇所
↑	幹線管渠(計画)
↑	枝線管渠(計画)
■	追加区域

## 教育委員会

### 社会教育教室受講生募集

#### 茶道教室

気軽に茶の湯を楽しむことから始めてみましょう。

挨拶の仕方を学ぶ事で日常に通じる言葉遣いや、挨拶の仕方、仕草がよくなります。茶道という日本の心を楽しく学んでいただく教室です。

講師 牛田すみ恵 先生

町からのお知らせ

開催日時 7月1日～10月28日

毎週水曜日(月3回程度)

午後7時30分～9時30分

開催場所 YLO会館2階和室

参加費 1千円

申込方法 6月19日(金)までに教育委員会までお申込みください。

い。なお、参加者が6名に達しない場合は開催いたしません。

その他 材料費等については自己負担となります。

お問合せ先 社会教育担当

川村

## 八十八大師

### 前掛けを一新

三ツ峠山の登山シーズンを迎える本年もレディース西桂の皆さんに作成して頂いた前掛けを掛け替えました。

もともと八十八体の大師像が祀られていましたが、現在は七十九体となり、かなり風化による痛みが進んでいます。前掛けを一新することにより大師像も見違える姿となりました。レディース西桂の皆さんありがとうございました。



## 三ツ峠歩け歩け運動

去る4月19日(日)、清々しい晴天の下、三ツ峠歩け歩け運動が実施されました。美しい自然の中で心地よい汗をかき、参加者の皆様には楽しんで頂けたと思います。





## 児童館

### 児童館からのお知らせ

#### 自然体験キャンプ 参加者募集

今年も自然体験キャンプの季節がやってきました。大自然の中でふれあい、素敵な思い出作りをしませんか？さあ、自然体験キャンプに参加してみよう！

日時 8月3日(月)～  
8月4日(火)  
泊2日

場所 三つ峠グリーンセンター

対象 4・5・6年生

内容 体験活動など

参加費 一人3,000円

募集人数 男女合わせて30名

申込書配布 6月4日(木)

申込期間 6月8日(月)～  
6月12日(金)

申込方法 児童館に申込用紙が

ありますので、希望する方は

用紙を取りに来て下さい。

なお、定員になり次第締め切ります。



## 産業振興課

### 粗大ゴミ収集のお知らせ

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 平成21年 6月14日(日)  
場所 下暮地尾尻町有地  
時間 午前9時から12時  
午後1時から3時

#### 注意事項

家電リサイクル法の対象4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)は、町では収集いたしません。買替えなどで不用となった製品の処理は販売店(購入した店)に依頼してください。また、使用済みパソコンの排出は購入したメーカーに直接申し込みください。町では収集いたしません。タンス・ベッドなどは分解して搬入してください。

じゅうたん・カーペットなどは6等分にして搬入してください。搬入できないものについてはお持ち帰りいただきますので、あらかじめご了承ください。処理困難ゴミにつきましては有料になりますので、代金を忘れずに持参してください。

問い合わせ先 環境係



## 不法投棄

### ◆不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は、平成13年に「家電リサイクル法」が施行され、家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)の処分が有料となつてから急激に増加し、その後も増加傾向にあります。不法投棄される主なものは、家電4品目や大型ごみの他、タイヤ、スプリング入りマットレス等の町で処理できない品目がほとんどを占めています。不法投棄は、環境汚染にもつながる犯罪であり、法律で厳しく罰せられます。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8項

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1000万円(法人には1億円まで加重ができる)以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。



### ◆不法投棄を見つけたら・・・

不法投棄した人や車を発見したときは、次のところへ連絡をお願いします。

- 大月警察署 西桂駐在所 ☎25-2006
- 大月警察署 ☎0554-22-0110
- 富士・東部林務環境事務所 環境課 ☎0554-45-7811
- 西桂町役場 産業振興課 ☎25-2121

# 農地について

自分の土地であつても、農地には様々な法律の規制があります。

もう一度自分の農地がどのような状態か確認してみましょう！もしかしたら、農地を無断で転用していることも…。気が付いたら早めに農業委員会に相談しましょう！

放っておくと大きな問題に発展することもあります。

## 農地の無断転用を防ごう！

### 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

### 一時転用とは？

農地を一時的な残土置場、資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。また、この場合工事等が終了した後、必ず原状に回復する義務がありますのでご承知ください。

なお、固定資産税は現況課税

主義ですので、毎年1月1日現在の現況地目で課税します。従って、現況が農地以外の地目になっていると固定資産税も上がる場合がありますのでご注意ください。

## 農地の転用には許可が必要です。

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより、景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元に戻すことが難しく、許可なく勝手に農地以外のものに転用すると、計画的な土地利用ができず、周辺農業へ支障を生じることがあるなど周りの皆さんの迷惑になります。そのため、農地を転用する場合には、許可等の手続きが必要なのです。

### 農地転用の手続きは？

転用の手続きには、次の①・②の2つのケースがあります。

- ①農家が自分の所有する農地を転用する場合  
(農地法第4条申請)
- ②事業者などが農地を買ったり借りたりして転用する場合

### (農地法第5条申請)

①・②の申請に対する許可は、地元農業委員会を経由し知事が行います。但し、4haを超え農地転用の場合には農林水産大臣の許可となります。

農地を転用して住宅や工場等を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。特に、農振農用地区域内農地は、原則転用できません。転用するためには区域からの除外が必要になりますので、農地転用する場合必ず事前に農振農用地区域内農地から除外されているかどうかを確認してください。

### 許可なく転用したら？

#### 無断転用には厳しい罰則

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復(仮に工事が完成していても、建物が建設されても、元の農地に戻して頂くこととなります。)などを命ずることができます。

無断転用(農地法第4条・第5条の違反)をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。(農地法第92条)

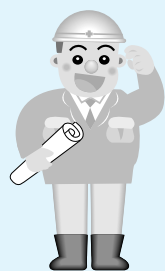
また、知事の原状回復命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。(農地法93条)

## 自分の農地に農業用倉庫等を建設する場合

自己の所有する農地を自己の農地の保全、利用増進のための必要な施設(耕作の事業のための道路、用排水路等)並びに自己の所有する農地を農業経営上必要な施設(農業用倉庫・作業場・畜舎等)に転用する場合で、その面積が2アール(200㎡)未満のときは、「農業用施設のための転用届出書」の提出だけで済みます。但し、工事に着手する前までに、農業委員会へ届出をしてください。

### 【根拠法令】

農地法施行規則第5条第1項  
(農地の転用の制限の例外)



## 隣地に迷惑をかけないように！

### 遊休農地の草刈等管理の徹底を！

これから更に雑草等の繁茂する時期を迎えます。手がつけられなくなる前に早めの対応をお願いします。

農業委員会では、毎年農地パトロール並びに遊休農地実態調査を実施しております。その結果、農地においては雑草で繁茂した状況にあるところも少なくありません。このような農地は、周辺農地に様々な支障を生じさせるだけではなく、多くの方に多大な迷惑をかけていることを自覚して頂きたいと思えます。自覚することができれば、所有者自身何をしなければならぬのか自ずと分かるはずですが、自分の農地は、自分で管理し、周囲に迷惑をかけることが、農地を所有する者としての最低の守るべきモラルではないでしょうか。

よって、このような状態の農地所有者には、雑草の除草を早急にお願いと共、毎年このようなことのないよう併せてお願いします。





## ヴァンフォーレ甲府より ホームゲームご招待のお知らせ

ヴァンフォーレ甲府では、一人でも多くの県民の方にプロサッカーの試合を観戦してもらい、よりスポーツに親しんでもらうためにホームゲーム招待事業を実施しています。招待券をご希望の方は西桂町教育委員会までお越し下さい。

日時等 7月5日(日)

甲府VS栃木

小瀬スポーツ公園  
18時30分キックオフ  
(開門16時30分)

**申込み方法** 教育委員会において必要事項を記入して、その場で招待券を受け取ります。

※電話・FAX等での受付はできません。また、申請者1名につき5枚までとさせていただきます。

※定員(割当200枚)になり次第終了させていただきます。

受付期間 6月30日まで  
問合せ先 教育委員会  
社会体育担当



## 県内の主なクリーニング店で、サービスマグ(レジ袋)の無料配布が中止されます

県内の主なクリーニング店でサービスマグ(大型のレジ袋)の無料配布が中止されます。

クリーニング済みの衣類を保護するための袋やカバーは今までもおりましたが、お持ち帰り用のサービスマグが有料となります。すでに実施している富山県では、クリーニング店のサービスマグの辞退率は99%と、ほとんどの方が辞退しています。

クリーニング店に  
取りまわす  
マイバッグを  
持ち参ります  
クリーニング店  
へ持参する  
クリーニング  
袋を持参する  
クリーニング  
袋を持参する



※サービスマグの無料配布中止店舗

- 有限会社 鈴屋リネンサプライ
- 株式会社 クリーニング志村
- 株式会社 クリーニングすわん
- 株式会社 ホワイト急便山梨
- 山梨県 クリーニング
- 生活衛生同業組合

問合せ先 山梨県 環境創造課  
(ごみ減量化推進担当)  
0555-223-1506

お知らせ

## 屋外広告物を表示するには 原則として許可が必要です!

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため「山梨県屋外広告物条例」が定められており、屋外広告物を掲出するには原則として知事の許可が必要です。

●屋外広告物には、建物の屋上や壁に取り付けられたものや、自立で建てられたもののほか、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等屋外で広告することを目的として表示するもの全てが含まれます。

●屋外広告物等の表示が禁止される地域や、許可が必要な地域があります。

●屋外広告物の表示等が禁止される物件(道路標識、さく、街路樹等)があります。

●許可が必要な地域では、高さや表示面積の制限があります。

●許可申請をする場合、表示面積等に依りて手数料がかかります。

●自家用広告物(自己の店舗等に表示するもので、その所在、名称、商品名などを表示するもの)であっても表示面積等が制限されたり許可が必要となる場合があります。

●屋外広告物の許可申請のほか、建築基準法や道路法などに

基づく手続きが必要になる場合があります。

●条例に違反する屋外広告物については、簡易除去や是正指導の対象となります。

◎今から屋外へ広告しようとしている場合、すでに表示しているけど許可をとっていない場合等がありましたら、お問い合わせ下さい。

問い合わせ先 山梨県富士・東部建設事務所 都市計画・建築課都市計画担当  
0554-22-7836  
FAX 0554-22-7855

## 県営住宅の申込みなどが 便利になります!

山梨県住宅供給公社が富士河口湖町に出張所を開設しました。県営住宅の入居申込み受付、入居に関する問い合わせなどの事務を扱います。

◆営業時間等は次のとおりです。  
営業時間 月曜から金曜(土日祝祭日を除く)  
午前9時～午後4時

◆住所 〒401-0302  
南都留郡富士河口湖町小立 1204-1

山梨県道路公社富士山有料道路  
路管理事務 1階

0555-72-2963  
FAX 0555-72-2964

## オープンスクール・ 教育相談会のお知らせ

山梨県立ふじぐら支援学校では、本年度もオープンスクールを次のとおり実施いたします。

このオープンスクールは、地域の皆様に本校の教育活動を知っていただくため、校内の授業風景などを自由に参観していただくものです。また、当日の午後からは障害のあるお子様の保護者や教育関係の皆様を対象とした「教育相談会」も実施いたします。多くの方々の来校をお待ちしております。

日時 平成21年6月27日(土)  
9時10分～10時  
10時10分～11時45分  
校内見学ツアー  
授業見学

14時～  
教育相談会(希望者のみ)  
場所 山梨県立ふじぐら支援学校  
その他

(1)校内見学ツアー参加ご希望の方は、当日午前9時10分までに受付にお越し下さい。事前の申し込みは不要です。

(2)教育相談会ご希望の方はお手数ですが事前にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先  
山梨県立ふじぐら支援学校  
072-5161

**ボランティア募集  
のお知らせ**

ふじざくら支援学校では、PTA奉仕活動の一環で除草作業を行います。ぜひ、ボランティアで協力いただける方をお待ちしています。ご協力いただける方は、6月8日(月)までにふじざくら支援学校までご連絡ください。

**日時**：平成21年6月11日(木)  
午前9時30分～11時  
**場所**：ふじざくら支援学校  
校舎周辺・その他

**内容**：除草作業  
(雨天時・校内清掃)

**持ち物**：鎌などの草刈道具、軍手、雑巾

**申し込み・問合せ先**：  
ふじざくら支援学校  
☎72・5161

**社団法人富士五湖青年会議所  
創立50周年記念事業  
「富士五湖WISH」**

～伝えたい私達の未来予想図～  
**来場者の募集**

富士五湖地域の中学生が富士五湖の未来について真剣に考え、プレゼンテーションを行います。富士五湖の未来の環境・教育・街づくり等を曇りなき眼でそのままの思いを、私たちに伝えよ

うとしています。その思いを、私たち大人は真剣に受け止め、その声に耳を傾け、共に考え共感し子供たちの声を実現しなければいけないのではないのでしょうか？

子供たちの未来へのアクションがこの瞬間から始まります。  
**事業名** 創立50周年金事業  
「富士五湖WISH」

**開催日** 2009年6月14日  
**開催時間** 13時～16時30分

**開催場所** 勝山ふれあいセンター  
さくやホール  
(富士河口湖町勝山)

**入場料** 無料  
**対象** 富士五湖地域に住む方々

**募集人数** 500人  
**主催** 社団法人富士五湖青年会議所

☎24・0771

**「法務局なんでも  
無料相談所」**

—あなたのお知りになりたい  
法務局の事務に関する相談  
にお答えします—

法務局では、登記、戸籍、供託、訟務、人権擁護及び成年後見登記に関する事務等、住民の皆様方の生活に深く関係する事務を取り扱っております。これらに関することで、疑問

に思っていること、ご不明な点、お知りになりたいこと等がございましたら、法務局の職員及び公証人がお答えする相談所を開設いたしますので、ご利用ください。

秘密は固く守られます。また、事前の予約等も不要です。  
**日時** 平成21年6月14日(日)  
午前9時～  
午後3時30分まで

**場所** 甲府市北口1・2・19  
甲府地方法務局  
4階会議室

**相談内容**  
●相続・売買・抵当権抹消等の  
不動産登記、会社等の登記の  
手続きに関する事

●お年寄りの財産等を守る成年  
後見制度に関する事

●婚姻・離婚・養子縁組・親権  
等の戸籍に関する事

●帰化等国籍に関する事

●地代・家賃の支払い等の供託  
に関する事

●子どもに対する「虐待」・「いじめ」、女性に対する「セクハラ」・「DV」、高齢者に対する「虐待」等の人権問題に関する事

●遺言等公正証書作成に関する事

●その他法務局の所掌事務に関する事

**主催** 甲府地方法務局

**問合せ先**

☎055・252・7151

**「平成21年経済センサス  
基礎調査」にご協力を**

7月1日、「平成21年経済センサス—基礎調査」が全国一斉に行われます。

全国すべての事業所及び企業が調査の対象となる大規模な統計調査です。

6月下旬から、知事が任命する「調査員証」を携行した調査員が、調査票を持って皆様の事業所などをお訪ねします。一部については、県や市町村から郵送などの方法で調査票を配布・回収する方法で行います。お受け取りになって、もれなくご記入してください。

調査の結果は、これからのまちづくりのための重要な基礎資料として活用されます。調査の内容は、他に漏らしたり、統計以外の目的に使用されることはありません。情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご協力をお願いします。

◆**問い合わせ先**  
県統計調査課 商工業担当  
☎055・223・1343  
FAX055・223・1347

**林野火災の  
防止について**

最近、県内で林野火災が続発しています。たき火、たばこ、下草焼きなどのちよつとした火の不始末が原因で、周囲にすぐ燃え広がってしまいます。また、鎮火するまで時間がかかることも多く、大きな被害に至ることもあるため、火の取扱には細心の注意が必要です。

作業や行楽で山に入る時は、  
・火災が起こりやすい枯れ草などのある場所では、火を使用しないこと  
・強風の時には、たき火や下草焼きをしないこと  
・たばこの火は完全に消して、投げ捨てはしないこと

など、火の取扱には十分注意し、貴重な財産を守りましょう。

◆**問い合わせ先** 消防防災課  
☎055・223・1430  
FAX055・223・1429





受講者募集!

富士吉田市立病院

「BLS」  
(一次救命処置)

「AED」

講習会

とっさのとき、あなたのはじめの行動が、大切な命を救います!

家族のため、自分自身のため、多くの方に受講していただきたい講習会です。

皆さんの受講をお待ちしています。



日時: 今年度はあと3回の開催を予定しています。

9月12日(土) 午前9:00~12:00(3時間) 定員24名 受付時間8:45~9:00  
11月14日(土) 午前9:00~12:00(3時間) 定員24名 受付時間8:45~9:00  
3月13日(土) 午前9:00~12:00(3時間) 定員24名 受付時間8:45~9:00

会場: 富士吉田市立病院2階 講堂

対象者: 一般の方、AED設置施設の方、医療従事者の方

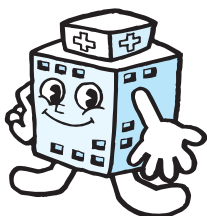
内容: 心配停止に対する初期対応とAEDの使用方法を正しく理解し、基本的な心配蘇生法を習得するものです。新たな基準にも対応し、最終的に富士五湖消防本部が認定する「普通救命講習終了証」を交付します。  
(カリキュラムは右記参照)

受講料: 無料

講師: 富士吉田市立病院救急医療担当医師及び有資格(ACLS)看護師  
救急救命士(協力: 富士五湖消防本部)

### カリキュラム(予定)

- 1 講義「AEDを用いた心肺蘇生法」
- 2 BLS+AEDのデモンストレーション
- 3 実習
  - ・導入
  - ・周囲の安全確認・意識の確認・応援要請
  - ・気道の確保・呼吸の確認
  - ・心臓マッサージ・人工呼吸
  - ・AEDの使用方法
  - ・通電後の対処(CPR・体動の観察・回復体位)
  - ・救急隊への引継ぎ
- 4 実技試験
- 5 まとめ・質疑応答・終了証交付



申込方法: 定員がありますので、電話によりお申込みください。  
定員になり次第締め切りとなります。

申込問合せ: 富士吉田市立病院 医事課(救急医療委員会事務局)  
☎0555-22-4111 内線2101(渡辺)





## 母親クラブ活動報告

4/15

### お散歩：

さくらの花が散ってしま  
い、ちよっぴり残念でしたが、  
YLO会館周辺の散歩をして、  
ランランランドで休憩をしま  
した。自己紹介や手遊び、大  
型紙芝居を見たり、保健師さ  
んも交えて、今後もお母さん  
方の交流の場になるといいな  
…と思います。



## ひよこ学級活動報告

4/17

### こいのぼり作り

今月の母親クラブは「こ  
いのぼり作り」を行いました。  
折り紙を小さく切って  
作り、新しく入った方々も  
交えて、楽しい時間を過ご  
すことが出来ました。



4/18

### プラ版キーホルダー作り



プラスチックの透明  
な板に好きな絵を書いて、  
オーブントースターで熱  
を加えます。穴をあけて  
ストラップを付けると、  
素敵なキーホルダーが出  
来ます。友達への手紙を  
キーホルダーにして、プ  
レゼントしてる姿があり  
…大切な思い出になりま  
すね！



